

令和8年3月1日

町内会長
区 長 各 位

妙高市環境衛生対策協議会
会 長 深 石 正 二

春の一斉清掃の実施について（お願い）

早春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日ごろより、環境衛生対策事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当協議会では毎年4月を春の一斉清掃取り組み強化月間として位置づけています。
つきましては、妙高市の美しい自然や魅力、快適で住みよい生活環境を守るため、町内または地域単位で実施くださるようお願い申し上げます。
なお、市生涯学習課でも“妙高市民の心”を育むための活動の一環として「ALL妙高クリーンアップ運動」を展開し、地域や事業所による清掃活動を応援しています。各町内の一斉清掃についてもこの運動に位置づけていますので、ぜひ地域の環境美化にご尽力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 実施期間

4月1日（水）～4月30日（木）
（この期間外に実施いただいても構いません。）

2 実施内容

地域内の公共の場所（道路、側溝、公園、集会場等）の清掃及び回収物の処分
※詳細は裏面のとおりに

3 一斉清掃報告書の提出

5月29日（金）までに別紙の「一斉清掃報告書兼補助金請求書」の提出をお願いいたします。

※お手数ですが、補助金申請がない場合も、提出をお願いします。

※春の一斉清掃実施の集計結果は、市の「ALL妙高クリーンアップ運動」にも位置づけ啓発活動に活用していきますのでご了承ください。

4 一斉清掃車両借上補助金について

処理施設へ直接搬入する自動車に対し、自動車借上料の一部を補助します。

5 その他

4月、11月を強化月間としていますが、**他の月に実施される場合**も、ごみ袋の交付や一斉清掃車両借上補助の対象になります。

＜お問い合わせ・減免及び補助金請求書等提出先＞

妙高市環境生活課 環境衛生グループ（電話74-0031）

妙高市妙高支所 総務防災係（電話82-3111）

妙高市妙高高原支所 総務防災係（電話86-3131）

妙高市教育委員会生涯学習課（電話74-0034）

（裏面もご覧ください）

春の一斉清掃の実施について

- 1 実施期間 4月1日(水)～4月30日(木)
- 2 実施内容 地域内の公共の場所(道路、側溝、公園、公民館等)の清掃及び回収物の処分
- 3 回収物の処分方法 次の2通りのどちらかにより処分

●ごみ袋で集積所に出す方法

- ・ごみ袋等を必要数交付しますので、必要な団体は市役所または各支所で申請してください。
- ・一斉清掃用の袋、旧市指定ごみ袋を使用する場合は「環境美化用ごみ袋シール」を貼って、分別したうえで、地域の集積所に出してください。

●処理施設に直接搬入する方法

- ・施設の処理手数料を減免しますので、希望される場合は事前に市役所または各支所で申請してください。
- ・側溝等の泥の施設搬入用に肥料袋を必要数お渡しします。
※ ごみ袋交付申請時にお申し付けください。
- ・施設に搬入する際は、次のとおり分別してください。

処理施設	搬入物	搬入時の注意点	受付日時
妙高クリーンセンター (高柳 931-1)	燃やせるもの (プラスチックごみなど)	土などを落とし、金属などの混入は最小限にする。(金具、バネ、ネジ程度は良い)	平日 8:45～16:30 休日開設 次の日は午前のみ開設します。※8:45～11:45 4/4(土)、4/11(土)、4/12(日)、4/18(土)、4/19(日)、4/25(土)
あらい再資源センター (梨木 7)	燃えないもの (金属類、缶、ビンなど)	可能なものは水洗いをして汚れをとり、汚れの取れないものとそれぞれ分別する。	平日 8:45～16:30 休日開設 次の日は午前のみ開設します。※8:45～11:45 4/11(土)、4/12(日)、4/19(日)、4/25(土)
	草、側溝等の泥	ごみを取り除き、肥料袋等に入れるか、そのまま車の荷台に積み、センター敷地内の指定の場所へ置く。(袋から出す)	
(有)川村商店 (中川 1-27)	剪定枝・木材	大きさの制限なし。袋には入れない。解体廃材、くぎや金具のついているものは搬入できない。	平日 8:30～17:00 ※休日は、 日曜・祝日・第2・4土曜日

4 運搬車両

回収・運搬に要する車両は、各自治会等で手配してください。なお、回収物を上記の処理施設へ直接搬入する場合は、自動車の借上費の一部を補助します。

※ 自動車借上費の補助対象となるのは、処理施設(妙高クリーンセンター、あらい再資源センター、川村商店)への直接搬入に使用した車両台数です。

※ 「一斉清掃報告書兼補助金請求書」は、処理施設へ直接搬入する場合の自動車借上補助金の請求書を兼ねています。自動車借上補助金を請求される場合は、必ず提出してください。

提出されないと補助金の支払いができませんので、ご注意ください。

◆◆自動車借上補助金の概要◆◆

◎補助の対象となるもの

処理施設(クリーンセンター、あらい再資源センター、川村商店)へ直接搬入する場合の自動車借上代

◎借上げ車両1台につき500円の補助

◎一斉清掃期間終了後、指定口座へ振込

※特に口座名義人は、正確に記入をお願いします。併せて、事務局での振込作業時の手戻り防止のため、通帳の写し(口座番号、口座種類、口座名義人が確認できる箇所)の添付にご協力ください。